

平成17年第2回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成17年6月28日（火曜日）

議事日程（第7号）

平成17年6月28日（火）午後2時00分開議

第1 会議録署名議員の追加指名

第2 発言の取消し

第3 （総務文教常任委員会に付託した件）

議案第97号、議案第100号、議案第102号から議案第105号まで、議案第108号、議案第112号から議案第114号まで、議案第116号、請願第9号から請願第12号まで（厚生常任委員会に付託した件）

議案第101号、議案第106号及び議案第107号、陳情第3号、継続審査中の平成16年請願第1号、継続審査中の平成16年請願第4号、継続審査中の請願第1号（産業経済常任委員会に付託した件）

請願第13号、継続審査中の平成16年請願第6号、継続審査中の請願第2号、継続審査中の請願第4号、継続審査中の請願第8号

（建設常任委員会に付託した件）

議案第98号及び議案第99号、議案第109号から議案第111号まで

第4 空港対策等交通問題特別委員会の中間報告の件

第5 発議案第7号

第6 発議案第8号

第7 発議案第9号

第8 発議案第10号

第9 議案第115号

第10 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（57名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君

13番	廣瀬	擁君	14番	大谷	清行	君
15番	小田	純一君	16番	末武	栄子	君
17番	小杉	邦男君	18番	池田	寅一	君
19番	大桃	一浩君	20番	中川	隆一	君
21番	欠	員	22番	岩崎	隆一	君
23番	高野	庄嗣君	24番	羽入	高一	君
25番	中村	良夫君	26番	石塚	一文	君
27番	若林	直樹君	28番	田中	四郎	君
29番	金子	健治君	30番	村川	清一	君
31番	高野	正道君	32番	名畑	善祥	君
33番	志和	正敏君	35番	白木	博孝	君
36番	渡邊	庚二君	37番	佐藤	千佳	君
38番	金光	英晴君	39番	葛西	克己	君
40番	猪股	文彦君	42番	本間	勇和	君
43番	大場	慶親君	44番	金子	義作	君
45番	本間	武雄君	46番	根岸	稔廣	君
47番	牧野	秀夫君	48番	近藤	祐治	君
49番	熊谷	実雄君	50番	本間	博昭	君
51番	祝	優雅君	52番	兵庫	鶴藏	君
53番	梅澤	雅廣君	54番	竹内		
55番	渡部	幹雄君	56番	大澤		
57番	肥田	利夫君	58番	加賀		
59番	岩野	一則君	60番	浜口		

欠席議員（2名）

34番	金山	教勇君	41番	川上	龍一君
-----	----	-----	-----	----	-----

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野	宏一郎君	助役	大竹	幸一	君
助役	親松	東一君	総務課長	齋藤	英夫	君
財政課長	浅井	賀康君	市民課長	青木	典茂	君
企画情報課長	中川	義弘君	社会福祉課長	熊谷	英男	君
環境保健課長	大川	剛史君	医療課長	木村	和彦	君
農林水産課長	佐々木	文昭君	観光商工課長	市川	求	君

建設課長	佐藤	一富	君	水道課長	田畑	孝雄	君
会計課長	粕谷	達男	君	選管・監査 事務局長	菊地	賢一	君
農業委員会 事務局長	渡辺	兵三郎	君	教育委員会 教育課長	石塚	道夫	君
教育委員会 生涯学習課長	坂本	孝明	君	教育委員長	豊原	久夫	君
教育長	石瀬	佳弘	君	選挙管理 委員会 委員長	林	千隆	君
消防長	加藤	侑作	君	両津支所長	末武	正義	君
相川支所長	大平	三夫	君	佐和田 支所長	清水	紀治	君
新穂支所長	斎藤	正	君	畑野支所長	荒	芳信	君
真野支所長	山本	真澄	君	小木支所長	斉藤	博	君
羽茂支所長	古田	英明	君	赤泊支所長	渡辺	邦生	君
代監査委員	清水	一	次				

事務局職員出席者

事務局長	佐々木	均	君	事務局次長	山田	富巳夫	君
議事係長	中川	雅史	君	議事係	松塚	洋樹	君

午後 2時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員57名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（浜口鶴蔵君） 市長から発言を求められておりますので、これを許します。
高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 発言を求めまして、災害状況の報告をいたします。

昨日6月27日午前、北陸地方が平年と比べて約17日遅れで梅雨入りを発表しました。佐渡においては、昨日未明から降り始めた雨が28日午前3時までの積算雨量で金井の平スキー場で305.5ミリ、金井ワンダーバレーで231ミリ、両津湊で177ミリとなるなど、佐渡島島内各地で集中豪雨に襲われました。このことによりまして各地で多くの災害が発生して、28日午前10時30分現在、道路関係で17カ所、河川関係8カ所、住宅等関係11棟、その他建物で5棟、農業関係4カ所の合わせて45カ所の災害が確認されております。既に対応済みの部分もありますけれども、現在も現地確認等の作業を精力的に行っている状況でございます。

災害を受けた主なものを申し上げますと、道路関係では県道の相川二見、それから佐和田羽二生間、この間で路肩が崩壊して通行どめになっているのを始め、市道では金井平清水地内で土砂崩れが発生し、通行どめとなっております。また、両津久知河内地内におきましても、土砂崩れのため市道が一時通行どめとなりました。これは、現在復旧しております。河川関係では、畑野地区を流れる長谷川の堤防が一部崩落し、越流しました。これも現在は仮復旧しております。住宅等の関係につきましては、相川地区で床下浸水住居が7軒となったことを始め、佐和田地区、金井地区、畑野地区等で住居、アパートの浸水が発生しました。農業関係では、現地踏査を進めているところでありますけれども、金井地区を中心に多くの田んぼで冠水、湛水被害が発生しております。

以上、現在把握しております状況でございます。ご報告申し上げます。

議会運営委員長の報告

○議長（浜口鶴蔵君） 本日の議事日程について、議会運営委員長の発言を求められておりますので、これを許します。

猪股議会運営委員長。

〔議会運営委員長 猪股文彦君登壇〕

○議会運営委員長（猪股文彦君） 本日の議事日程についてご報告いたします。お手元に配付いたしました議事日程第7号をごらんください。変更の部分のみご説明申し上げます。

まず、日程第1、会議録署名議員の追加指名、これは今定例会の会議録署名議員に指名されております梅澤雅廣君が6月16、17日の両日、本会議において体調不良により一時退席された間でありましたので、この間の会議録署名議員として、兵庫稔君を追加指名するものであります。

次に、日程第2、発言の取消しについて、これは廣瀬擁君から、6月14日の一般質問において一部事実を誤認した発言があったとの理由により、議長に対して該当する発言を取り消したい旨の申し出があり

ましたので、会議規則第65条の規定に基づき、本会議の議決により、これを取り消すものであります。

次に、日程第4のところをごらんください。空港対策等交通問題特別委員会の中間報告の件であります。これは、空港対策等交通問題特別委員会から会議規則第45条第2項の規定により、中間報告の申し出があったことに基づくものであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の追加指名

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。

6月9日の本会議において、本定例会の会議録署名議員として、53番、梅澤雅廣君を指名いたしました。が、体調不良により議場を退席した間がありましたので、その間の会議録署名議員として、52番、兵庫稔君を追加指名いたします。

日程第2 発言の取消し

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。

廣瀬擁君から、6月14日の一般質問において一部事実を誤認した発言があったため、会議規則第65条の規定により、お手元に配付した資料に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、廣瀬擁君からの取り消し申し出を許可することに決定いたしました。

日程第3 （総務文教常任委員会に付託した件）

議案第97号、議案第100号、議案第102号から議案第105号まで、
議案第108号、議案第112号から議案第114号まで、議案第116号、
請願第9号から請願第12号まで

（厚生常任委員会に付託した件）

議案第101号、議案第106号及び議案第107号、陳情第3号、継続
審査中の平成16年請願第1号、継続審査中の平成16年請願第4号、継続
審査中の請願第1号

（産業経済常任委員会に付託した件）

請願第13号、継続審査中の平成16年請願第6号、継続審査中の請願第
2号、継続審査中の請願第4号、継続審査中の請願第8号

（建設常任委員会に付託した件）

議案第98号及び議案第99号、議案第109号から議案第111号まで

○議長（浜口鶴蔵君） これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

葛西総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 平成17年6月28日。佐渡市議会議長、浜口鶴蔵様。総務文教常任委員会委員長、葛西博之。

委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第97号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）。本案は、繰越明許費の補正と歳入における地方消費税交付金や地方交付税等の追加及び財政調整基金繰入金や地域イントラネット基盤整備事業補助金の減額、歳出においては財政調整基金積立金及び簡易水道特別会計繰出金等の追加並びに下水道特別会計繰出金の減額などを行い、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億1,930万6,000円を追加し、予算総額が525億3,178万4,000円となるよう専決処分したものであります。歳出における目的別の主な構成は、総務費6,816万9,000円の増、衛生費7,250万円の増、農林水産業費1,420万円の減、その他となっており、歳入においては、地方譲与税6,508万7,000円の増、地方消費税交付金9,545万4,000円の増、地方交付税2億4,624万5,000円の増、国庫支出金6,610万7,000円の減、繰入金2億6,693万8,000円の減、その他となっております。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第100号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、平成17年度の税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、本市税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、その主な改正点は、個人住民税における年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置の廃止、不動産登記に係るオンライン申請の導入に伴う改正及び不動産登記法の土地登記簿、建物登記簿が登記簿に改められたこと等であります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第102号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）。本案は、平成17年5月1日付で新発田市及び柏崎市が編入合併を、三条市が新設合併をしたことに伴い、地方自治法第286条第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更を行うことについて専決処分したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第103号 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国に準じて、育児または介護を行う本市職員の福祉の増進及び公務能率の向上を図るため、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員について早出遅出勤務ができるよう改めること及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文言整理を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第104号 公益法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文言整理を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第105号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、昨年度からケーブルテレビ整備事業を実施している新穂地区について、新たに市の放送業務区域に加え、放送を開始するために、本市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する必要が生じたものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第108号 佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、小木支所管内に現在整備中の児童福祉施設が本年7月に完成予定であることから、同施設内に小木幼稚園を移設するために、本市幼稚園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第112号 消防ポンプ付水槽車（A－2級）購入契約の締結について。本案は、佐渡市建設計画及び消防施設整備計画に基づき、現在中央消防署に配備されている小型動力ポンプつき水槽車が老朽化したことに伴い、消防ポンプつき水槽車（A－2級）に更新するための購入契約を締結したいとするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第113号 消防団員用活動服購入契約の締結について。本案は、合併に伴い、本市消防団員2,000名分の活動服を消防団活性化総合整備事業の一環として、合併補助金充当事業で総務省消防庁新服制基準型に統一し、火災現場において団員が安全に消火活動が行えるよう整備するものであり、落札者と消防団員用活動服購入契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第114号 平成17年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億4,729万円を追加し、予算総額を499億4,729万円とするものであります。その主なものは、双日佐和田火力株式会社へのディーゼル発電所増設のための地域総合整備資金貸付金1億7,000万円及び総務費での新航空路開設促進協議会負担金1,200万円の追加計上と教育費における赤泊小学校グラウンド改修事業に係る工事請負費6,000万円の減額等であります。歳出における目的別の主な構成は、総務費1億9,044万2,000円の増、農林水産業費1,398万5,000円の増、教育費5,973万7,000円の減、その他となっております。一方、歳入においては、地方交付税1,746万8,000円の増、国庫支出金1,600万円の減、市債1億2,820万円の増、その他となっております。審査の結果、次の意見を付して、可決すべきものとして決定しました。

意見。1、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、14節使用料及び賃借料について。職員駐車場については、借地料を支払いながら、本庁職員に無償利用させているが、既に有料化している支所もあることから、その管理のあり方については、職員間の公平性が保てるよう今後検討されたい。

2、2款総務費、1項総務管理費、14目空港対策費については、地権者の100%同意が建設の前提条件のように言われているが、全国各地では一部に未同意があっても着工し、その後において解決し、完成している。地権者の同意を取りつけることと並行し、国や県に対して早期に空港整備を行うよう強く働きか

けるべきであると指摘する。

議案第116号 戸籍電算化業務委託契約の締結について。本案は、戸籍を電算化することにより事務処理が迅速化され、市民に対する窓口サービスの向上及び事務の合理化が図られることから、戸籍の電算化について業務委託契約を締結したいとするものであります。審査の結果、次の意見を付して、可決すべきものとして決定しました。

意見。指名した7業者のうち5業者が辞退をしたことは、極めて遺憾なことと言わざるを得ない。また、2業者のみを対象としてプロポーザル評価を行ったことについても遺憾なことと指摘する。今後の契約については、それを専門とする財政課工事管理室と主管課とは十分協議し、透明性が高く、かつ競争力が働く契約方式で実施するよう心がけるべきである。なお、業務の執行に当たっては、セキュリティには万全を期し、個人情報の漏えいがないように十分に配慮されたい。

請願第9号 公正・公平な教科書採択を求める請願。本請願は、新潟県は北東アジア地域のリーダーとして経済交流を促進するとともに、本県と北東アジア地域諸国との友好、親善をさらに深めるために、未来を担う子供たちに豊かな国際性を身につけさせなければならない。そのためには、より一層の教育の充実を図るために教科書の選定が重要となってくるが、2006年度から使用予定の中学校社会科、歴史、公民教科書の採択に向け、一部の教科書会社、団体がチラシを配布するなど、教育委員会や学校現場に積極的に働きかけていると言われるので、本市教育委員会における教科書の選定、採択に当たっては、特定のものに惑わされることなく、公正、公平な態度を貫くよう要望しているものであります。審査の結果、保留すべきものとして決定しました。

請願第10号 30人以下学級の実現をはじめとする教育予算の充実を求める請願。本請願は、一人ひとりの子供たちに豊かで行き届いた教育を実現するための教育予算の拡充に向け、30人以下学級の実施を柱とする新たな義務標準法の策定といじめ、不登校の解決、健康教育や食教育の充実、地域に根差した教育の推進などの教育課題に対応するために義務標準法を改定するとともに、地域の特性や子供の発達段階を考慮した弾力的な教職員配置を行うよう、国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第11号 義務教育費国庫負担制度の現行維持を求める請願。本請願は、義務教育費を国家が負担している国は学力水準が平均的に高く、児童生徒間の学力のばらつきが少ないが、地方が負担している国においては地方によって教育条件が大きく異なり、学力のばらつきがあることが問題視されているので、国の責務である教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度を現行維持すること及び学校事務職員、学校栄養職員、中学校教職員を義務教育費国庫負担制度の対象職員として引き続き堅持するよう、国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第12号 佐渡市にサッカー競技場を造る請願。本請願は、年々盛んになり、ふえ続けるサッカー人口の中で、佐渡におけるサッカー競技に対する佐渡市の対応が遅れているとし、佐渡島内に専用サッカー競技場を建設すること、既存のグラウンド中の1カ所をサッカーができるよう開放すること、新設計画中の体育館でフットサルができるよう設計することを求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

熊谷厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長 熊谷 実君登壇〕

○厚生常任委員長（熊谷 実君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第101号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市トキの森公園条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、従来教育委員会の所管であった佐渡市トキの森公園について、当該施設はトキの野生復帰のための拠点の一つであることから、所管を環境保健課トキ推進室に移すことにより管理運営の効率化を図るために、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第106号 佐渡市小木子育て支援センター条例の制定について。本案は、小木地区に整備中の児童福祉施設（以下、「小木こどもセンター」という）内に、多様な子育て支援の拠点として佐渡市小木子育て支援センターを設置する条例であります。なお、小木こどもセンターについては、保育園、幼稚園、子育て支援センターの3施設が一体化した施設で、現在2カ年工事にて建設中であり、本年7月完成、8月から使用開始する予定であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第107号 佐渡市保育園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、小木こどもセンター内に小木保育園を移設することに伴い、位置の変更をするため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第3号 トンネルじん肺根絶に関する陳情。本陳情は、トンネル建設工事に伴って大量の労働者がじん肺になり、苦しんでいる現状を踏まえ、政府、自治体関係機関に対し、トンネルじん肺予防と被害者問題解決のための緊急対策を実施するよう、意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第1号 サービス利用の制限や負担増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める請

願。本案は、国の責任で高齢者が安心して介護を受けられるよう、国庫負担を増額して介護保険制度を改善するために、国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

金子産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 金子健治君登壇〕

○産業経済常任委員長（金子健治君） 平成17年6月28日。佐渡市議会議長、浜口鶴蔵様。産業経済常任委員会委員長、金子健治。

委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

請願第13号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める請願。本請願は、BSEの発生源が現在科学的に解明されず、BSEに対する国民不安が続いている中、政府が20カ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外することを決定し、米国産牛肉等の輸入再開に向けた動きを進めていることは、消費者不安を増大させるもので、米国産の牛肉等に対する米国のBSE対策は問題点が多いから、拙速な輸入再開は行わないよう、また国内においても全頭検査の見直しは一連のBSE対策の実効性が確認された後に行うことと各自治体が行う全頭検査に対する財政措置を継続するよう、国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第2号 地域経済の活性化などを求める請願。本請願は、政府が財政再建を最優先した歳出削減のため、財政負担の地方への転嫁や社会保険制度見直し、地方における公務員賃金を一方的に引き下げようとしていることは、ほかの労働者の賃金にも影響を与えるばかりでなく、公共サービスの低下や個人消費の低迷と地域経済の疲弊、さらなる地域格差を招くこととなるので、地域経済の発展を促進するため、国会及び政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査

を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第4号 ILO第175号条約およびILO第111号条約の早期批准を求める請願。本請願は、我が国のパート労働者が全雇用労働者の約4分の1を占めるようになったが、労働条件は厳しく、正社員との賃金格差は依然大きいものがあるので、パート労働者の権利と労働条件を確保するために、ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を国会及び政府に求める意見書の提出を求めるものがあります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第8号 生活保護基準以下の新潟県最低賃金の抜本改正を求める請願。本請願は、佐渡市において、国が定めた「最低限度の生活」よりも、現に働いている人たちが「生活保護基準以下」の生活を余儀なくされているとして、国民生活の最低保障を支える制度の基軸となる全国一律最低賃金の法制化について、国会及び政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の平成16年請願第6号 政府米の買い入れと、備蓄を充実させる意見書提出を求める請願。本請願は、政府が必要以上に備蓄の古米を放出し続けていることが市場に米をあふれさせ、深刻な米価格暴落を引き起こしており、それが消費者の米離れや小売の在庫が計画どおり減らないという悪循環を招いているので、米の需要と供給の安定のために備蓄米の放出を中止し、政府自身が決めた備蓄計画に見合う米の買い入れを実施するよう、政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより産業経済常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

〔建設常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○建設常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第98号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第4号）について）。本案は、無利子貸付金の償還金及び公共事業の事業費が確定したことにより、既定の予算に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加した専決処分であります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第99号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第4号）について）。本案は、公共事業の事業費が確定したことにより、2,790万円を市債で増額し、繰入金で減額をした専決処分であります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第109号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、石花簡易水道施設を集落管理から市管理とするため、簡易水道事業の給水区域を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第110号 市道路線の認定について（二宮370号線）。本案は、窪田地区の主要地方道佐渡一周線の改築に伴い、旧県道を市道の認定基準「その他市道」として認定するために、道路法の規定により議会の議決を求めているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第111号 市道路線の認定について（二宮371号線）。本案は、専用住宅及び共同住宅建築を目的とした開発行為により設置された道路について、都市計画法の規定により土地及びその管理が市に帰属したことにより、市道の認定基準「その他市道」として認定するために、道路法の規定により議会の議決を求めているものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 議案第111号 市道路線の認定について（二宮371号線）ですが、これの継続審査にした理由についてお尋ねをしたい。

まず、それに入る前に、基本的なものを聞いておく必要がある。これは、委員長報告の中にもあるとおり、都市計画法に基づく事業申請がなされて行った土地であって、そこから生じた道路、その他の市道ということになるわけであるが、それに対する市道認定であります。これ簡単なようだけれども、大変な問題をはらんでおる。そもそも議会に道路法第8条第2項の規定により、これを市道としたいということを経済議決してくださいよということで提案をしておるわけですから、それが継続審査になるということはただごとではない。そこで、委員長にお尋ねをいたしますが、一体この事業の申請はいつなされたのか。完了したのはいつなのか。そして、完了検査が終わったのはいつなのか。さらに、それに基づいて公告したのはいつなのか。まず、このことを説明しながら、継続審査とした理由をあわせて説明願いたい。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

佐藤建設常任委員長。

○建設常任委員長（佐藤 孝君） それでは、加賀議員の質疑に対してお答えいたします。

まず、申請があったのと、あと完了とかということではありますが、日にちにつきましては当委員会では日にちの確認はまだしておりませんでした。

それで、継続審査にした理由というのが、この件につきましては3回ほど審議をいたしました。委員
会審査の初日、1日やっているのですけれども、その日に現場を視察いたしました。その中で、一般の道
路法に関しての認定としましては、これは問題がないということではありますが、今回は、今加賀議員が言
われたように、都市計画法の開発行為による道路でありますもので、視察時に路面状態、これが非常に粗
悪であるということで、路線改善後に確認し、認定すべきであるとの結論に達したものであります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君の2回目の質疑を許します。

○58番（加賀博昭君） 大体都市計画法に基づく事業について、申請時がいつかと、それから完了時がいつ
かと、検査したのはいつか、公告したのはわかるだろうと思うのですが、これを調べないで、一体委員会
は何をしておったのか。苦言を呈しながら、私の方で説明をしておきます、逆に。この都市計画法に基づ
く申請面積というのは、759.58平米である。そして、申請が出されたのが平成16年2月の26日、完了した
のが同年10月26日、完了です。それに基づいて検査を終了したのが10月28日である。ここから先が問題な
のです。何が問題だかといえば、既に検査を終えて、これは受け取ったわけですが、市が。先ほど委員長の
説明だと、現地視察をやった。できが悪いから、わかりやすく言うとできが悪いから、なお継続審査とす
ると、こういうことなのです。そうすると、この道路は都市計画法に基づく完了検査が終わっておる。こ
れは、まさに市の責任なのです。できが悪いというのは。そうすると、これからそれを直すということに
なれば、市が予算をつけて、その道路の悪いところを直さねばならぬという、こういうことになる。こ
こからが大事なのだ、委員会。一体その説明を聞いたのか。一体この道路を市道認定ができるような状態に
する、その改良工事というのはどこがやらねばならぬのだ、聞いたのかどうか。そして、これはもう非常
に困ったところなのだ。検査終わっておるというのが一番困っておるので、だからその辺のところを委員
会としてはきちっと審査したのかどうか。一番大事なところですので、ちょっとお答え願う。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

佐藤建設常任委員長。

○建設常任委員長（佐藤 孝君） それでは、お答えいたします。

今加賀議員が言われたとおり、その辺の審査はしております。都市計画法の32条に協定をするといふこ
とでありますので、お互いに話し合いをして、その区域の道路が仮に粗悪であったということになれば、
当然これは業者がということで話し合いができておるということを聞いております。業者の方で当然通常
市道認定、今回は市道認定はこれはまた別ですけれども、道路法に関してでありますけれども、都市計画
法の中での基準に満たしているかどうかということを確認して、それが粗悪の場合には業者の方が負担す
るということで説明は受けております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君の3回目の質疑を許します。

○58番（加賀博昭君） これは、私は委員長報告について、市道路線の認定を継続審査にするなんていうの
は異例中の異例なのです。使えないのです、市道としてはまだ。そういうことになるのです。そういうも

のについて、こんな簡単な継続審査すべきものというようなことではだめなのです。今言った道路法第32条だと思いましたが、その32条の都市計画法に基づく事業の32条関係について話し合いをして、だれがやるのかということは報告に残せる。ただ、議会としては行政に対して厳しい姿勢をとらねばならぬ、こんなこと。こんな簡単なものを、議会が認定できないような道路を認定行為に付すということ自体が不見識である。少なくともそのぐらいのことをここへ書き込まねば、委員長報告に。そういうことをきっちり今回は指摘しておきたい。こんなことはそうないわけなので、再び起こるということはないと思うが、こういうことはきちっとしてもらわなければならぬ。私の質問を通じて、これは市長もこれ厳しく反省してもらわねばならぬことだろうと思うが、少なくとも議会の委員会の委員長報告としてはその点をきちっと指摘せねばならぬと私は思うが、最後にその点、委員長の見解、私の指摘がもっともかもっともでないか、この点についてご答弁をいただいて、私の質疑終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

佐藤建設常任委員長。

○建設常任委員長（佐藤 孝君） 今委員長の私見をという加賀議員のお言葉でありますけれども、委員長私見を交えるわけにはいきませんので、委員会の中での報告をさせていただきます。

一応市道認定をするということにつきまして、委員会の中では、都市計画法の中で当然きちとした基準に合致した道路であるということを確認しなければ、今認定どうしてもしなくてもいいではないかという意見があります。その中で、9月の定例会でもいいのではないかとということで、9月定例会まで継続審査ということになったわけでありすけれども、一たん委員会の中では取り下げをしてもらったかどうかというような話もありましたが、それではまずいということで、継続審査ということになっております。それで、きちとした基準に、都市計画法の基準に満たしているかどうかということについて、短期間ありますので、今回はそこまでは確認はとれませんでした。ただ、一見、行って視察した中で粗悪であるということは目に見えてわかりますので、これについてはきちっと業者に改善をさせて、そして市道として認定するということで継続審査にしたという結論であります。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第4 空港対策等交通問題特別委員会の中間報告の件

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第4、空港対策等交通問題特別委員会に付託中の空港対策等交通問題に関する

ことについては、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、これを許します。

名畑空港対策等交通問題特別委員会委員長。

〔空港対策等交通問題特別委員長 名畑清一君登壇〕

○空港対策等交通問題特別委員長（名畑清一君） 空港対策等交通問題特別委員会の中間報告をさせていただきます。

本委員会に付託された事件の調査経過について、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告します。

記。佐渡島内の公共交通機関は、新潟交通佐渡株式会社の路線バスが主であるが、利用者が少ないことを要因に運行時間、便数等が市民に利用しやすいとはいえない状況下にあることから、自家用車の普及、利用が顕著であります。したがって、島外へ出かける市民の大多数が利用する両津港埠頭では、慢性的な駐車場不足からの違法駐車が後を絶たず、交通の停滞と事故の危険性が年々増大しております。

このような現状を踏まえ、当委員会に付託された事項のうち、佐渡島内の交通網の整備、促進に関し調査した結果、両津港における駐車場整備は合併前からの全島民の強い要望項目でもあることから、佐渡汽船利用者の利便性を考慮し、早急に次のように両津港埠頭周辺に駐車場を増設整備することを指摘し、中間報告といたします。

1、佐渡汽船ターミナル約700メートル南に位置する市再開発用地の一部を現在仮設駐車場としているところであるが、残りの市再開発用地についても可能な限り駐車場として整備されたい。

2、最も利便性の高い両津港南埠頭駐車場近辺の立体駐車場化も含めた駐車場の新設について、関係機関と協議、検討されたい。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で空港対策等交通問題特別委員会の中間報告は終わりました。

日程第5 発議案第7号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第5、発議案第7号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金子健治君。

〔29番 金子健治君登壇〕

○29番（金子健治君）

発議案第7号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年6月28日

提出者	佐渡市議会議員	金子健治
賛成者	〃	中村剛一
〃	〃	大石惣一郎
〃	〃	本間勘太郎

〃	〃	木村 悟
〃	〃	末武 栄子
〃	〃	石塚 一雄
〃	〃	若林 直樹
〃	〃	村川 四郎
〃	〃	高野 正道
〃	〃	名畑 清一
〃	〃	渡邊 庚二
〃	〃	本間 千佳子
〃	〃	大場 慶親

政府米の買い入れと備蓄を充実させる意見書

一昨年秋以来、一部の大手業者による買占めに始まった米価格の一時的暴騰は、一転して大暴落し、底無しの様相となっている。

この要因は、米不足が明らかになった一昨年の９月以降、政府が不足分を大幅に上回る105万トン以上の備蓄米を放出し、いまだに放出を続けていることである。

また、政府の平成15年産米の政府米買い入れは、目標10万トンに対し、6,000トンにすぎない。この結果、備蓄は60万トンまで減少し、その年産内訳は平成９年から11年産米が95％を占めるという状況である。

政府米を買い入れず、必要以上に古米を放出し続けていることが、市場に米をあふれさせ、深刻な米価暴落を引き起こしている。しかも放出している米は超古米で、今は平成９年産が主力である。これが、消費者の米離れを加速させ、卸、小売も在庫が計画通り減らないという深刻な悪循環に陥っている。

産地は、価格暴落におののき、流通業者は米が動かないと嘆き、経営への打撃は深刻である。こうした状況を放置するなら、政府が育成の対象としている「担い手農家」も、担い手からはずれる多数の農家も経営が破綻し、あらゆる改革の土台を突き崩すことは明白である。

米をめぐる異常事態に際し、下記の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

政府は米の需給と価格の安定に責任を果たすこと。また、いまだに放出し続けている政府米の売却を中止し、政府自身が決めた「備蓄計画」に見合う米の買い入れをただちに実施すること。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第７号についての質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第７号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して発議案第７号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第７号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6 発議案第8号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第6、発議案第8号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

熊谷実君。

〔49番 熊谷 実君登壇〕

○49番（熊谷 実君）

発議案第8号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年6月28日

提出者	佐渡市議会議員	熊 谷	実
賛成者	〃	岩 崎	隆 寿
〃	〃	島 倉	武 昭
〃	〃	稲 辺	茂 樹
〃	〃	白 木	優
〃	〃	廣 瀬	擁
〃	〃	池 田	寅 一
〃	〃	中 川	隆 一
〃	〃	田 中	文 夫
〃	〃	金 光	英 晴
〃	〃	根 岸	勇 雄
〃	〃	兵 庫	稔
〃	〃	梅 澤	雅 廣
〃	〃	加 賀	博 昭
〃	〃	岩 野	一 則

トンネルじん肺根絶に関する意見書

トンネル建設工事に伴って、大量の労働者がじん肺になり苦しんでいる。

じん肺は、粉じんを吸入することによって肺が冒され、次第に呼吸機能を失うとともに気管支炎や結核・ガンなどを併発し、死に至る恐ろしい病気とされている。

遠く古代から世界的に知られ、日本でも古くから「よろけ」として恐れられてきた。現代において、未だその治療法は対症療法に限られ、その進行を遅らせるのみで治すことはできない。

日本では、いまだに毎年1万人以上がじん肺と診断され、千人近い労働者が「療養を要する」と診断され千人以上の療養者が死亡している。

なかでもトンネル工事において依然として多く発生している。（じん肺新規労災認定対象者982人のうちトンネル労働者190人＝2001年度）重大なことは、トンネル建設の現場で今もじん肺が発生し続けている

ことである。

ILO・WHOは、2005年までに全世界でじん肺を大幅に減少させ、2015年にはじん肺を根絶するために各国政府にじん肺根絶計画を策定するよう勧告している。

よって、国においては、1日も早く日本からじん肺を根絶させるためトンネルじん肺予防と被害者問題解決のため、下記事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 トンネル建設工事において粉じん測定を義務付け、じん肺を根絶するよう法律・規則を整備すること。
- 2 トンネル建設工事において、労働者が粉じんさらされる時間を短縮・制限すること。
- 3 じん肺にかかったトンネル労働者に対し、救済する制度を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第8号についての質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第8号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して発議案第8号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

日程第7 発議案第9号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第7、発議案第9号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

猪股文彦君。

〔40番 猪股文彦君登壇〕

○40番（猪股文彦君）

発議案第9号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年6月28日

提出者	佐渡市議会議員	猪 股 文 彦
賛成者	〃	梅 澤 雅 廣
〃	〃	渡 部 幹 雄
〃	〃	竹 内 道 廣
〃	〃	小 杉 邦 男
〃	〃	本 間 千佳子

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、概ね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年度中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題に先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

記

- 1 地方六団体の改革案を踏まえた概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
- 2 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
- 3 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
- 4 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
- 5 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、法定率分の引上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第9号についての質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第9号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して発議案第9号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

日程第8 発議案第10号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第8、発議案第10号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

猪股文彦君。

〔40番 猪股文彦君登壇〕

○40番（猪股文彦君）

発議案第10号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成17年6月28日

提出者	佐渡市議会議員	猪 股 文 彦
賛成者	〃	梅 澤 雅 廣
〃	〃	渡 部 幹 雄
〃	〃	竹 内 道 廣
〃	〃	小 杉 邦 男
〃	〃	本 間 千佳子

地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成5年の衆・参両院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自立性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権を付与すること、②委員会にも議案提出権を認めること、③議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第10号についての質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第10号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して発議案第10号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

日程第9 議案第115号

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第9、議案第115号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第115号ご説明申し上げます。人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、佐々木齋さんの任期が平成17年9月30日をもって満了するので、その後任として田屋たま子さんを佐渡市の人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間であります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第115号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の声があります。

ただいまこの採決については投票によらねたいとの要求がありましたので、会議規則第71条の規定により無記名投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員は57名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

職員に点呼させます。

〔投票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 開票を行います。

佐渡市会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、臼杵克身君及び54番、竹内道廣君を指名します。

両君の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の結果を報告します。

投票総数56票

うち、賛成 48票

反対 3票

他事記載 1票

白票 4票

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（浜口鶴蔵君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（浜口鶴蔵君） 去る6月14日の猪股文彦君の発言に対する梅澤雅廣君の議事進行に関し、議会運営

委員会で協議の上、合意を得ました。今後の発言については十分注意するというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 今私拝聴しておるのですが、これは6月14日の猪股文彦君の一般質問の発言なのです。そして、何がどうなったかさっぱりわからない。これは、梅澤雅廣君がその日に、ただいまの質問者の第1回目の質問の中に不穏当な発言があったと思いますと、発言の取り消し、訂正等も含めて協議いただきたいと思いますから、議長においてよろしく取り計らいのほどお願いします。それに対して議長は、具体的に発言の部分をご指摘いただきたいと。これに対して梅澤氏は、これは正確を要しますので、テープを巻き戻して確認した上、処理を願いたいと、こういうことなのです。これは、いやすくも市会議員の一般質問です。それを一体不穏当発言があったのかなかったのか。これでは全くわからない。

もう一つ、要らないことまで書いてある。地方自治法第132条、品位の保持とは何だ。わかっていますか。品位の保持というのは、事務局に説明させるまでもないから、おれが読むけれども、こう書いてある。

「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と、こうなっておる。だれもこんなことをやった議員もおらぬし、こんな指摘を受けることはない。あなたこのなお書きに書いてあるのは、まさにこのことを言っておるのです。これは、問題の内容を明らかにしなければならぬ。議員の名誉にかかわるし、議会の名誉にかかわる。ひいては議長の、佐渡市議会議長の品位にもかかわるのです。ちょっと30秒いただくなら、先ほど発議案第10号で提出者、猪股文彦、賛成者、梅澤雅廣、渡部幹雄、竹内道廣、小杉邦男、本間千佳子、一体どういことを言っておるかという、こう言っておるのです。三位一体の改革などが進められる中で、二元代表制のもとでの地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能のさらなる充実とその活性化を図ることが強く求められている。各議会においては、自らの議会改革を積極的に行っておるところであるが、国もこれに対して何らかの措置をとれというのが議会が発議した意見書でしょう。自分が言っておることとやっておることが違うではないですか。

これは、直ちにこれは単に不問に付すということはできない。一体猪股文彦に不穏当発言があるなら、猪股文彦に取り下げの勧告をすべきであるし、また梅澤雅廣君において、指摘はしたが、よくテープを起こして聞いてみたら不穏当発言には該当しないというのであれば、それはそれでちゃんと決着をつけなければならない。これは、もう一度この議場をとめて、もう一回審議をやり直して、あったのかなかったか、一番大事なところがここへ出ていない。こんなことでは、名誉ある佐渡市、佐渡市民7万人の負託を受けておる我々議員としては、これでわかりましたというわけにはまいらぬ。もう一度法律、法規に照らして、問題の本質に照らして、これは検討願って、全議員に、不穏当発言があったから、これをカットするならカットする、なかったのならなかったと明確にこれは判定をしていただきたい。直ちに私は議運を開くなり、あるいは全員協議会を開くなり、議長において善処されたい。

以上。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

私に対する、報告に対する質疑でございますので、私の見解を申し上げます。前段については省略いたします。と申し上げますのは、議事進行発言、梅澤雅廣議員が申し出たことについてまでです。その後、私自身この本会議場で申し上げましたように、議会運営委員会等で精査をし、本議会に報告します、これを最後に申し上げました。問題は、猪股文彦発言が不穏当発言なのかどうかということが焦点になったのは、加賀議員は議会運営委員会に出ておりませんから、出ておりませんというのは失礼ですが、当然議会運営委員会あるいは会派代表者会議に出席要請をいたします。その席で、ある一定の意見は申し上げられるわけでございます。その点は、参画したり退席したりということでございましたから、その内容がどういう状況であったかということを知りていないかも知れません。そこで、前段申し上げました不穏当発言がいかんということでございますが、不穏当発言というのは、皆様ご承知のように、一般的には無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言、誤解した発言、感情的な発言等一切の不適切な発言のことをいう。何が不穏当発言かを定義することに意味があるのかないのかということは、これが非常に微妙なところでございまして、私自身がそれを預かって、皆さんに議会運営委員会それぞれの考えをお聞きをいたしました。まさに不穏当に値するのではないかというご意見もありました。しかし、これは不穏当に当たらないというご意見もございました。つまり最終的には私にその一任を願うということでございましたので、総合的に私の方で判断をしたわけでございますが、その判断の仕方によっては、先ほども申し上げましたように、当然発言者と議事進行発言者両者に対しての意見聴取が必要になってくるのはご承知のとおりであります。数回となく意見聴取をさせていただきました。梅澤議員の見解というのは、私は不穏当発言であろうと思うけれども、文章の前後からいうと、しかしこれは本人が不穏当発言かどうかということを明記していない以上、これははっきりとした見解は述べられないけれども、しかしながら猪股議員が不穏当発言ではないということを言い張るということについての調整を当然しなければならないわけでございます。そういう意味で、全体の考えというものを聴取して、そして議会運営委員会にそれぞれの立場の見解というものを申し上げて、全会一致で議会運営委員会の意思決定ということで処理をさせていただいたと。また、文案については私一存ではできませんので、つまり議会運営委員会の皆さんにお諮りを申し上げて、同意のもとに今本議会中に報告を申し上げる、こうすることで簡潔に私が今申し上げたとおりの結論に達したわけでございます。

また、132条については、加賀議員がおっしゃったとおりでございます。品位の保持については、当然議会の発言の中に、議員の発言の中に注意すべきであるということを踏まえて、議会運営委員会等でも議論をしたところでございます。

以上です。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは、2人の意見を聞いてという問題ではないのです。こういうことなんです。ここは、これは議会事務局が抜粋したものだから、これ市民は聞く由もないから、私正確に読みます。猪股議員（抜粋）、この原因の一つには、教育委員会が統合の重要性の認識が不十分でないということと高野市長の決断が鈍っていることが相まっているのではないかと私は考えます。ここから大事なのだ。市民は、どこかの集団のように何でも賛成団というわけにはいきません。賛成もあれば反対もあるのが当然であります。そこを先見性と見識のある高野市長がリーダーシップをおとりになって、決断して実行される

ことだと思います、こう言っておる。一体何でも賛成団というのがこの議会にありますか。私は、聞いたことないです。しかも、どこかの集団のようと言っておるのですから、議会を指すものではございません。そして、猪股君が言っておるのは、市民の中には賛成派もあれば反対派もおるのですね、何でも賛成団というようなものはおらないのですということ言っておるのであって、修飾語みたいなものなのです。それを不穏当だの何だのということ定義づけたら、この後これは一般質問ならぬです、これは。だから、私は普通のことなら、議長いいよと、こう言うのだけれども、これはまさに議会の生命線にかかわるのです。私も一般質問ずっとやる方だけれども、これは局長に聞く由もないから、私はあれですが、議員の発言は努めてこれを制限してはならないというのが原則なのです。ましてこういうあいまいな問題、私はこれは議事進行をかけた梅澤君もこれを読んで、読んでみたらこれはそうではないなというぐらいのことがあってしかるべし。それでこそ議事進行なのです。だから、私はもう一度これは何らかの形でやっていただきたい。

それから、先ほど議長は、私は会派の代表として参加することもない。議運の代表でもない。しかし、呼びかけたというけれども、私は一度も呼びかけられておりません。出席してくださいと。参考、あなた傍聴という形で傍聴してくださいと言われたこともなければ、あなたから、長老とは言わぬでもいいけれども、加賀議員、ちょっとご意見を聞かせてくれという話も聞いたことはございません。まさにこの重要な問題が知っておる人と知らない人、下手すると密室の協議において進められたということになります。これは、私は絶対後へは引けない。きちっと、ほかに議事進行者がおるから、あるいは私に對抗して発言があるのかわからぬから、私はこれでやめておくけれども、これはぜひひとつ佐渡市議会の名誉のために私は処理していただきたい。重ねて申し上げる。

○議長（浜口鶴蔵君） 今加賀議員が議会運営委員会等直ちに開いて、協議しなさいということでございますが、先ほど申し上げましたように、何でも賛成団という発言内容については、議会運営委員会等で、これが不穏当なのかどうかということを踏まえて議会運営委員会で協議をしたわけでございますけれども、全会一致制の建前を考えるならば、これは私が一応預かった以上、それぞれの意見聴取をした中で結論を出すということが、また議会運営委員会の全体の意思として皆さんに報告する義務があろうと思います。しかし、その発言内容については、議会の品位からしてやや配慮が足りなかったということで、議員も今後、議員と申し上げますのは猪股議員を含め、この調整の中で議員も今後十分注意をしていくのだという話を承っておりましたので、発言者も、あるいはまた議事進行者も意見一致したという部分を文書にして申し上げた次第であります。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） とんでもないこと言っております。本質から離れたところで議論してはだめです。この事件は、猪股議員が一般質問をやった。それに対して梅澤議員が議事進行をかけた。猪股議員の発言の中に不穏当な部分がある。その部分とは何か。何でも賛成団という部分だと。そこでこれがかかったのです。協議すべきことはこの1点です。何一体言っておるの。本会議の発言というのは、それだけの重さがあるのです。協議すべきはこの1点。何でも賛成団というものが実存して、それを本当に猪股議員が指摘をしたならば、猪股議員の発言を取り消すのが当たり前のことです。そういう事実がなかったら、発言に問題がなかったで終わるべきです。要らぬことつけ足すこともなければ、何にもないです。個々を呼ん

で話をつけたなんて、これとんでもない話です。これは、そういう形でやるべきではない。大会派であろうと、小会派であろうと、1人の無会派であろうと、議会活動は公平で平等なのだ。それを一々呼んで、双方で話し合わせるなんて、あるべきではないです。議運という協議の場でみんなが真摯に受けとめて、公平、平等に判断すべきです。判断すべき点はたった1点です。不穏当の発言があったかなかったか。結果的にどうだったのですか。何でも賛成団はおったのですか。もしおったということであれば、そんなものは議員なんかやっている資格ないです、そんなもの。先ほども言ったが、議会は二元制です。そんな何でも賛成団なんて議員がおったら、議会は要りません。直ちにそんなものはやめて、市長の後援会の幹部になればいいのだ、そんなものは。おったのですか、どうなのですか。これ明確にしなければだめです、こんなのは。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

先ほど加賀議員にもお答えいたしましたように、争点は不穏当の発言であるのかどうかということを私自身その定義を、定義に対するお答えができない状況でありました。したがって、幾つかの不穏当発言というのはこれこれ、これこれ、こういうものがありますよということ先ほど申し上げました。それに準じた皆さんの、議会運営委員会の皆さんのご意見というものを拝聴しながら結論を出すというのが、わからないだけに、そういった考えを述べるのは当然かと思うわけであります。そういうことでご理解いただきたいと。

○54番（竹内道廣君） 議長の資質を問われるのです、あなた。何言っておるの、あなた。私もわからないことをこうやって判断するの。さっきから言っておるでしょう。不穏当発言があったというのだ。その部分はどこか。その部分は、何でも賛成団。議会の中に会派というのは、何でも賛成団が指しておるのは恐らく会派だと思うのです。それはなぜかという、特定の個人ないし団体を誹謗中傷すること、これは発言の取り消しに値しますよと言っておる。この中の該当するものだと。新生なのか、三・一なのか、私のところの自由・市政なのか、政和なのか、市民なのか、公明なのか、これしかないのです、該当する団体は。だれが一体何でも賛成団なのですか。これを特定しなければだめです。そうでなければこのつじつま合わないのです、議事進行の発言が。私は判断がわからないと、あなたやめた方がいいよ、そんなのだったら。そんな見識で議長をやっておったら大変なことです。本当にとんでもない話だ。普通だったら不信任出るのです、当然。あなたやめるの、責任とって。こんなわけのわからない決着つけて、しゃあしゃあとしておる。とんでもない話です。だから、何でも賛成団はおったのかおらぬのか、明確にきなさい。問題点はたった1点なのだ。猪股議員の発言に対して、不穏当な発言だと。その部分はどこか。何でも賛成団。その団体は議会の中におったかいな。これで判断すべきだ。こんないいかげんなどこにありますか、これ。何てあなた報告しておるの。協議の上、合意を得ました。何の合意を得たの。さらには、何て言っておるかということ。今後の発言については十分注意するものとする。だれが注意するの、十分に。猪股さんが注意をするの、梅澤さんなの。だれが注意するの。そしてなおかつ、今度はさっきも指摘された。なお、本会議場における発言については、こんなものはこの事件のこの決着の中で言うべきことではありません。全協ないし各派代表者会議で議会の品位をやるなら別だけれども、こんなところつけ足して読んでおるようでは、あなたこのものの本質を全部こうやってごまかしておると同じことです。一体何を考えておるのだ、議長として。私は、やめるかやめないか、あなたに聞くよ。やめる意思があるかないか。

どうだ、答弁。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

議会の会議における発言の取り消しの方法については、議員理解をいただいておりますわけであろうかと思いますが、発言者が自ら発言の取り消しをする、あるいはまた議長が自らその発言を取り消し命令をする、あるいはまた動議でこれを決着つけるという三つの方法があります。したがいまして、私がこの会議録を削除するということは申し上げておりません。この発言は、そのまま生かしておるということ、この生かすから、発言者、つまり議事進行発言者に対しての議論をさせていただいたということでございます。

私は、今のところ、2番目のお答えを申し上げますが、今議長職私にやめよということではありますが、皆さんがそういう意思であれば、当然それに従うということになるかと思えます。

竹内道廣君。

○54番（竹内道廣君） 本質の議論を、だからしていないでしょう。何を一体とらえているの、問題を。再三同じこと言っておるのだ。猪股議員の発言に不穏当な部分があると指摘したのだ。その不穏当な部分があったのかなかったのか。なかったら、それだけ報告です。要らぬことをつけても引いてもだめです。こんなことをやっておると、大会派の人はみんなが守ってくれる、1人会派の発言は押さえ込むと、こういうケースになっても通るのです。こんなことがあってはならぬということを私言っておるのです。議会運営委員会は真っさらで、今の発言に対して不穏当があったかないか否かだけです。その結論も何も濁して出さないで、そして話し合ったの何したのだと、そんなものは議会解決になっていない。こんなよこしまなことをやっていると、本当に小会派になった者は大変なことになります。力のある、発言力の強い、年功のある議員が1年生議員の発言に議事進行をかけて、おれの言うこと聞け、わかったか、わかりました、はい、何もなかったことにします、こんな決着なのです。議運というのはそうではないです。真っさらになって、この発言自体がどうだったか、これを協議する。何人も公平に、平等にやるのが当たり前です。これがまともですか、あなた言っておることが。

○議長（浜口鶴蔵君） 申し上げます。

竹内議員、会派の代表でもありまして、当然議会運営委員会あるいは会派代表者会議、代表者でありますから、その議事内容がどうであったかということについては当然その都度、その都度お聞きをし、それによって皆さんの会派の中で協議を進めていくということでございます。まさにこの点についても、不穏当の発言かどうかということについては議論があったところでありますよということを先ほど申し上げたとおりでございます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 議長、大変ご苦勞ですが、あなたのやっぱりこの手法は根本的に間違っております。あなたは、議場のいわゆる最高の整理権を持っておるのです。本来あの時点で梅澤発言があったときに、私ならどこが不穏当で、そしてどこがそういう誹謗中傷というものに該当するのかどうか、まずそれを尋ねます。あなたは、そのときにそのこともやらなかった。そして、今私に任されたのだからといってあなたこういう意見書を私らに出して読んできた。それは、私はあなたは撤収すべきだ、こういうことをまず申し上げたいと思う。そして、その中で、議員の多くはあなたと梅澤さんが同会派であって、やっぱ

りそこにはなさぬ仲があるということは皆さんこれ承知の事実なのです。そのことを私はどうこう言いたくはありませんが、やはりどういことがあろうとも、整理権の権者はあなたです。したがって、あなた自身が不穏当ということがあったのかなかったのか、そのことについて結論を出していない。それが不穏当ということがあったと認めるならば、それはあなたの意見はまた意見として私らも聞く耳持ちますが、出さなくていて、平均的なけんか両成敗というような意見を出したのでは、今後は発言できません。私なんかの一般質問は、いつもさらしものになってしまいます。いわゆる発言の自由ということ、議長である限りは、最大限に認めなければなりません。したがって、あなたにもう一度念を押して聞くのですが、あなた出した自分の報告書を、発言、撤回する気持ちありますか、ないですか。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、議会運営委員会で文案作成まで提示をいたしまして、議員各位からご案内をいただいて、これで本会議発言ということになったわけでございますので、そのように理解をいただきたいし、それから同会派というご発言でございましたが、私は会派を離脱をいたしております。これは、議長は離脱しなさいということでごございましたので、それに沿って行動しているつもりでございます。

○56番（大澤祐治郎君） そういった重箱の隅をほじるようなことは言いたくなかったですが、あなたこの間いこいの村で同席して一杯やったのではないのですか。結論を出す前に。そのこと自体があなたのやっぱり慎重さを欠いておるということを言われなければならぬのです。そこまで言わせるようなことをやっぱりあなたはやるべきではない。そして、あなたが議場の裁量権一番持っておるわけです。あの時点で不穏当な発言をあなたあったということを認めたということなのです、こういうことやったということは。だから、ひとつあなたが発言されたことについて、私は削除をお願いをいたしたい。そして、こういうことが今後議会の中でこんなことに一々言うならば異議が出たり、不穏当な発言だとか品位を欠くとか、そういうことを出したら、1年生議員はもう萎縮して発言ができなくなります。ですから、大いに胸襟を開いて、開かれた議会にする責任はあなたにあるのです。ですから、素直にあなたは議運にもう一回文書も、みんなに見てもらった上で発言だと、そんなことないでしょう。議運は、あなたにげた預けたのですから。あなた個人の考えで結論を出してくるのが当たり前です。そんなもの議運でまた審議してもらうなんてこと自体、あなたの能力に実は問題をいたしたいと、こう言われてもしようがないのです。私は、そこまで責めませんけれども。そういうことで、発言を撤回をするのかしないのか、これは私2回目ですから、もう一回あるのですから、そのことを聞いて、やっぱり引くところは引く、下げるところは下げる。私がいい例でしょう。この前品位を欠くといって、何の品位欠いていないのでも、あなた方に言われるとおりには私は議会の正常化を願って、あなた方の言われるとおりにしたという経緯もあるではないですか。やっぱり引くという勇気というものが今後のあなたの議長としての体制に大いに役立つと私は思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

私は、この問題は地方自治法第132条の品位の保持というものを十分皆さんから理解をしていただきたいという意味合いもありましたし、それからこの発言内容について、先ほども何度も申し上げますが、不穏当であるかどうかということが焦点になったというのは事実であります。しかしながら、これは議運の協議事項であって、議運の協議事項であったということを皆さんご理解いただきたいし、最終的な判断は

私になりますけれども、議運の判断を参考にしながら結論を出したということでございますので、ご了承ください。

大澤祐治郎君。

○56番（大澤祐治郎君） 議長、それでは最後ですが、その猪股発言の中でどこがあなたはいわゆる不穏当であって、どこが品位を傷つけたということになるのですか。あんな日本語は、どこでもあることです。例えば特定の人をちゃんと特定したとか、それは異議申し立てた人がどう曲解して、自分たちなのかなと思って、それは異議申し立てたか知りませんが、それが我々大勢の人に皆さんに聞いてみなさい。どこが不穏当で、どこが品位に値したのか、それをあなたは履き違えておる。私は、やっぱり努めて反省をして、あの発言を私はあなたに取り消していただきたい。品位なんていうことをあるのだったら、どこが品位だ。こういう言葉が品位を欠いた。やっぱりあなたは明快にする責任があります。それをお願いをして、取り消していただきたいということをお願いをして、質問終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 議員の発言は削除していない、そのまま生かしてあるということをご理解いただきたいし、それから議会運営委員会の席で、議会運営委員長である猪股議員からお言葉をいただいておりますということもそれぞれ議員各位がおわかりかと存じます。私の発言にご迷惑をかけた、この考えというものも述べておりましたし、今後議運の委員長として万全を期していきたいというお話も承っておりますので、そういうことを踏まえて皆さんからご理解、ご承認をいただきたいと思うわけでありませう。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 今の言葉聞いておりますと、先ほどあなたが読み上げたこととは違う意味が出てきました。猪股議員が言われたように不穏当であったということになるのです。これを不規則発言等を含め云々といういわゆるなお書き以降の文言を生かすとするならば、猪股議員の発言が不穏当であったということになるのです。そういうことを議運の方々が吟味をしてつくったというのだから、これもまた大変な問題です。議長、いいですか。これ今テレビで放送されています。議事録に全部載るのです。いいですか。さて、そうなりますと、それ以前にる皆さんに言われておるように、あなたのものを取り消すことによって、ひょっとすればこの変な問題がきれいに議事録に残らないで、けりがつくかもわかりません。放送をされたテレビは、これは見た人はもう頭の中にあります。こういう混乱を議場で招いたということは、議長の100%の責任です。いいですか。このなお書き以降、これは直ちに取り消しを求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

なお、本会議場におけるという以下の文案でございますが、これは議会運営委員会等でも出すべきか出さないべきかという議論をしたのは、委員それぞれおわかりかと思えます。なぜこのことを明記したかということは、不規則発言というものは非常に微妙でございます。その不規則発言に対して、市民から相当声が上がっております。そのことを重視しながら、議員各位がこの発言には十分注意する必要があるということを踏まえて、今申し上げたように、不規則発言等を含めて、地方自治法第132条、品位の保持というものを重視していかなければならないという意味で申し上げたわけでございます。

肥田利夫君。

○57番（肥田利夫君） 一般の人からも不規則発言だという指摘があったということでございます。そうすると、猪股議員の不規則発言が成立をする、あったということになるのです。だとすれば、あなたがなぜ取り消しを命じないのですか。議場の整理は、あなたの権限と責任なのです。こんな混乱を招く、こういうことがありますか。議場の整理権は、議長しか持っておりません。あなたの言葉を聞いておると、猪股発言が不規則であり、品位を汚す、そのことを今の発言で全部立証しておるではないですか。ところが、議運ではそうは言っていないというのでしょうか。いろいろ意見があったということでしょう。それらを踏まえて、あなたが判断をした、その判断が間違っておるではないですか。どう見たって。再度私は、なお書き以降の取り下げを求めます。

○議長（浜口鶴蔵君） お答えいたします。

何度も申し上げますように、私自身の考えというものが重視されるというのは当然であります、しかし議会運営委員会等で再三にわたって協議をしたということをご理解いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 3時53分 休憩

午後 4時52分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（浜口鶴蔵君） 会議の途中でありますが、あらかじめ申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により延長いたします。

○議長（浜口鶴蔵君） ここで暫時休憩します。

午後 4時53分 休憩

午後 5時01分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の取り消し

○議長（浜口鶴蔵君） 先ほど、6月14日の梅澤議員の議事進行発言に関する報告の中で申し上げた文言のうち、――

――を取り消したいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） これで本日の日程は全部終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、平成17年6月市議会定例会最後に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

去る6月9日に招集いたしました平成17年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。本定例会では、専決処分の承認、条例の一部改正、地域総合整備資金貸付事業（ふるさと融資）の予算計上を主な内容とする一般会計補正予算の審議等々をお願いしてまいりましたが、継続審査となった1議案を除き、追加提案いたしました戸籍電算化業務委託契約、また先ほどの人事案件を含め、19議案につきましてそれぞれ承認、可決、同意いただきまして、大変ありがとうございました。一般質問では20名の議員から観光、環境、佐渡航路の社会実験、指定管理者制度、行財政改革など市政全般についてのご質問や、さらにご意見、ご提言をいただきました。各常任委員会、特別委員会でのご意見を含めまして、市政執行に当たり、十分心して努めてまいりたいというふうに思っております。

合併から2年目を迎えた佐渡市も多くの課題を抱え、一つ一つ解決しながら、着実にあるべき行政体に向けて前進しているというふうに感じ始めているところでございます。また、行政として市民の負託にこたえていくことは当然として、直接市民サービスを担う職員についても市民から信頼されるよう、公務員としての自覚を促してまいりたいと存じます。

ことしも昨年と同じように天候不順でひでりが続いたことから、多くの農家の方々が農作物への影響を心配する状況でございましたが、きのうの梅雨入りに伴う突然の大雨、一転して市内各所の道路、河川、住宅、農業施設等かなりの被害がございました。概略は、さきにご報告したところでございますが、これから精力的に現地調査を行い、被害状況の把握と早期復旧に向けた対応を行ってまいります。

この後、梅雨から酷暑へと気候も大きく変化する時期を迎えますが、皆様にはどうぞご健勝で、市政のためにご活躍されますことをご祈念申し上げ、本定例会の閉会に際しましてのごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で会議を閉じます。

平成17年第2回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 5時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年6月28日

議 長 浜 口 鶴 蔵

署 名 議 員 木 村 悟

署 名 議 員 梅 澤 雅 廣

署 名 議 員 兵 庫 稔